

小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業の募集について

I. 本事業の趣旨

国際化の進展に伴う新興国企業との競争の激化、少子高齢化等による国内市場の縮小、消費者ニーズの多様化、環境問題への対応等経営環境が著しく変化する中で、資金、人材、情報等の経営資源に大きな制約を有する小企業者が、自らの経営基盤を強化し発展していくためには、組合組織を活用して不足する経営資源を補うとともに、共同事業を通じたスケールメリット、ネットワークメリットを積極的に追求していくことが不可欠です。しかし、小企業者組合自体も財務面や情報収集力等が伴わないことが多いため、効果的な事業展開に苦慮している現状があります。

そこで、組合員である小企業者の経営基盤の強化や生産性の向上を目指した、既存の共同事業の改善や新たな事業開発のためのフィージビリティ・スタディ、さらにはフィージビリティ・スタディの結果を具体化するための事業に対して助成を行い、小企業者及び小企業者組合の活性化を支援します。

2. 補助対象となる事業内容

- ① 小企業者組合が、組合員及び組合の活性化のために実施する、ITを活用した市場開拓、首都圏や海外等の新たな需要先の開拓、今後の原材料の安定的確保、消費者ニーズに対応する新たな意匠開発、他分野等との連携による技術開発、物流システムの効率化、伝統技能の継承、等に関するフィージビリティ・スタディ。
- ② 上記のフィージビリティ・スタディの結果を活用した、ITの活用や物流効率化等の実証システムの開発、プロトタイプの開発、テストマーケティング等の具体化のための事業。（注：この事業は、フィージビリティ・スタディに続いて当該年度において実施していただくことが条件となります。）

3. 補助対象者（※以下の小企業者組合のみが対象者となります）

本事業の補助対象となる組合は、以下の要件を備えている小企業者組合とします。

- ① 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者（常時使用する従業員の数が5人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、2人（以下同じ））以下の会社及び個人）であるもの。
- ② 事業協同小組合及び企業組合。
- ③ 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小企業者であったもの。
- ④ 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、4分の3以上が小企業者であるもの。

- ⑤ 前記①～④に掲げる組合以外の組合であって他の特別の法律に基づく組合にあつては、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者であるもの。

4. 補助対象組合の要件

- ① 事業及び組織運営が適切に行われ、かつ、管理運営体制が整備されており、本事業の円滑な実施に支障を来す恐れがないこと。
- ② 本事業と組合が実施している他の事業とを明確に区分して、経理処理、業務管理等を行えること。
- ③ 本年度において、本事業と同様の内容の事業について、他の機関等から助成を得ていないこと。
- ④ 組合等の財政が健全であること。

5. 補助金額・補助率及び補助対象経費

(1) 補助金額・補助率

1件当たりの補助金額は1,200千円を上限とし、総事業費の2/3を助成します。

(2) 募集件数 1件

(3) 補助対象経費

本事業における補助対象経費は以下のとおりです。

なお、補助金は精算払いとなりますので、ご注意ください。

対象経費科目	適用
謝金	委員手当、専門家謝金
旅費	委員旅費、専門家旅費、職員等旅費
会議費	委員会のお茶代
印刷費	資料等印刷費、調査票等印刷費、報告書等印刷費
原稿料	報告書等執筆に伴う原稿料
雑役務費	アルバイト代
通信運搬費	委員会等開催通知費、調査票等の発送、資料等の送付
消耗品費	本事業に必要な消耗品費
借損料	会場等の借上料、機器等の借上料
委託費	集計作業等の委託費

(3) 補助対象とならない経費

以下の経費は、補助対象となりません。

- ① 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ② 販売（テスト販売を除く）を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ③ 金融機関などへの振込手数料

- ④ 借入金等の支払利息
- ⑤ 中央会との打合せの費用
- ⑥ 補助金交付申請書、実績報告書等の作成に係る費用
- ⑦ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6. 補助事業の実施期間

補助金の交付決定を受けた日から平成24年2月15日まで

7. 補助対象組合の選定

補助対象組合は、応募内容が本事業の趣旨に合致し、かつ、効果的な実施が可能であると認められるもののうちからより緊急度の高いものについて、選考委員会において選定します。

また、本事業の実施に当たっては、成果目標として、「支援対象となった中小企業等の付加価値額の伸びが3年で9%以上あること」が、事業実施の要件として設定されています。このため、フィージビリティ・スタディ事業の結果を活用して実証システムの開発等具体化のための事業を実施する場合は、応募申請書に、付加価値額の向上等についてその成果目標を記入していただく必要がありますのでご注意ください。

<選考基準>

- ① 補助対象組合としての適合性
- ② 事業実施の必要性
- ③ 事業計画の妥当性
- ④ 実施効果 等

8. 申請書類の提出

(1) 受付期間

平成24年 5月25日(金) ~ 6月 8日(金)

(2) 申請方法

福岡県中小企業団体中央会まで申請書及び添付書類をご提出下さい。

(3) 申請先・問い合わせ先

福岡県中小企業団体中央会 商業流通課

Tel 092 (622) 8780

※ 申請書類等、詳細につきましては、上記までお問い合わせ下さい。